

第5次  
富士宮市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編) (改定)

2020(令和2)年度⇒2030(令和12)年度

令和8年3月

富 士 宮 市



# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1 実行計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 実行計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 実行計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 実行計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 実行計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第3章 具体的な取組

- 1 省エネルギー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 公用車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 省資源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 環境に配慮した物品等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 ごみの減量化及び資源化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 建築物の建築、改修、維持管理等における配慮・・・・・・・・ 12

## 第4章 計画の推進、点検体制及び公表

- 1 計画の推進及び点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 職員に対する研修等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

# 第1章 基本的事項

## 1 実行計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象で、その要因は、人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、自然環境や私たちの生活にも大きな影響を及ぼすといわれています。

地球温暖化の影響は、農作物や生態系への影響、異常気象による災害の多発、海面上昇に伴う陸地の減少などが予測されており、その影響の大きさから、人類の生存そのものにかかわる最も重要な環境課題となっています。

地球温暖化の原因は、二酸化炭素などの温室効果ガスの急増です。私たちの事業活動で消費する電気やガス、ガソリンなどは、温室効果ガスを大量に発生させています。

地球温暖化対策は、国際的な取組となっており、国、地方公共団体それぞれが計画的に取り組むことが求められています。また、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、地球温暖化対策に地方公共団体が取り組む重要性がさらに高まっています。

2020(令和2)年には、国がカーボンニュートラルを宣言し、これを受けて地方公共団体もゼロカーボンシティを表明し、その実現に向けた取組を進めています。2021(令和3)年には、政府の事務事業における温室効果ガス排出削減計画である「政府実行計画」が改定され、新たな削減目標と政府が率先して実行する取組が示され、地方公共団体についても、この計画を踏まえ率先して取り組むことが求められています。(表1)

### (1) 地球温暖化対策の動き

(表1) 地球温暖化対策の動向

時期	地球温暖化対策の動向
平成9年 (1997年)	◆「京都議定書」採択：気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3) 温室効果ガス排出量：2008(平成20)年から2012(平成24)年までに、1990(平成2)年を基準年度として、6%削減することを約束。
平成10年 (1998年)	◆「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 1999(平成11)年の施行に伴い、地方公共団体に実行計画策定の義務付け。
平成17年 (2005年)	◆「京都議定書」発効 発効条件を満たしたため、京都議定書が発効。これより法的な拘束力が発生。
平成22年 (2010年)	◆「カンクン合意」採択：気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16) 温室効果ガス排出量：2020(令和2)年までに、1990(平成2)年比25%削減を目標にすることを約束。
平成27年 (2015年)	◆「パリ協定」採択：気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21) 温室効果ガス排出量：2030(令和12)年度までに、2013(平成25)年度比で26%削減を目標にすることを約束。
平成28年 (2016年)	◆「パリ協定」発効 発効条件を満たしたため、パリ協定が発効。これより法的な拘束力が発生。 ◆「地球温暖化対策計画」策定 温室効果ガス排出量：2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度比で26%削減、長期目標として2050(令和32)年までに1990(平成2)年比で80%削減を目指す。

令和2年 (2020年)	◆カーボンニュートラル宣言：第203回臨時国会 2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言。
令和3年 (2021年)	◆「地球温暖化対策計画」改定 温室効果ガス排出量：2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度比で46%削減を目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていく。 ◆「政府実行計画」改定 温室効果ガス排出量：2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比50%削減を目指す。
令和7年 (2025年)	◆「地球温暖化対策計画」改定 温室効果ガス排出量：2035(令和17)年度、2040(令和22)年度において、2013(平成25)年度比でそれぞれ60%、73%削減を目指す。 ◆「政府実行計画」改定 温室効果ガス排出量：2013(平成25)年度比で、2035(令和17)年度までに65%削減、2040(令和22)年度までに79%削減を目指す。

## (2) 富士宮市役所の取組

1998(平成10)年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国・地方公共団体の事務事業に関して温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)の策定が義務付けられました。

実行計画は、上位計画である「富士宮市総合計画」及び「富士宮市環境基本計画」と整合を図り、策定するものとします。

本市では2000(平成12)年度に第1次実行計画を策定し、その後、2005(平成17)年度に第2次実行計画、2012(平成24)年度に第3次実行計画、2016(平成28)年度に第4次実行計画、2019(令和元)年度に第5次実行計画を策定し、市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量の削減に努めてきました。

2016(平成28)年度には、国の新たな計画として、2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で温室効果ガスの26%削減を目指す『地球温暖化対策計画』が策定されました。『地球温暖化対策計画』は、2021(令和3)年10月に改定され、2030(令和12)年度に温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことが明記され、この目標達成のために、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」の排出量は基準年度比で51%の削減が必要とされています。

また、2025(令和7)年2月の『地球温暖化対策計画』の改定では、従来の削減目標に加え、2035(令和17)年度、2040(令和22)年度において、2013(平成25)年度比で温室効果ガス排出量をそれぞれ60%、73%削減するという新たな削減目標と実現のための施策が位置付けられ、2050(令和32)年のカーボンニュートラル実現に向けて、着実に取組を進めていくことが示されました。

このことを踏まえ、今後の公共施設におけるエネルギー管理を強化するとともに、実行計画の進捗管理を確実にを行い、より実効性の高い地球温暖化対策を推進していくため、「第6次富士宮市総合計画」及び「第3次富士宮市環境基本計画」の策定に合わせ、「第5次富士宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「本計画」という。)を改定することとしました。

## 2 実行計画の目的

本計画は、温対法第21条第1項に基づき、市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画として策定される計画であり、市の事務事業に関する地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。(表2)

(表2) 実行計画の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)
第21条1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。
2~13(略)
14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
15 第10項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

## 3 実行計画の期間

本計画の計画期間は、2020(令和2)年度から2030(令和12)年度までの11年間とします。

本計画の策定に当たっては、国の「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス排出削減目標の基準年度と整合させるため、基準年度を2013(平成25)年度とします。

なお、環境をめぐる社会情勢の変化や環境保全技術の進歩状況を勘案するとともに、実行計画の実施状況等を着実に管理するため、第6次富士宮市総合計画の後期基本計画の策定及び第3次富士宮市環境基本計画の中間見直しに合わせ、次期計画の策定を行います。

## 4 実行計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づく実行計画として策定するもので、市の事務事業から排出される温室効果ガスを削減するための計画です。

また、本計画は、関連する国や県の計画や「第6次富士宮市総合計画」、「第3次富士宮市環境基本計画」、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、その他の関連計画と整合を図り、市の事務事業における地球温暖化対策の具体的な取組等を示すものです。

### 第5次富士宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

#### ■関連する国の法律

- ・ 環境基本法
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 気候変動適応法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 など

#### ■関連する国の計画

- ・ 環境基本計画
- ・ 地球温暖化対策計画
- ・ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）
- ・ 気候変動適応計画
- ・ 廃棄物処理基本方針
- ・ 廃棄物処理施設整備計画 など

#### ■関連する県の条例

- ・ 静岡県環境基本条例
- ・ 静岡県地球温暖化防止条例 など

#### ■関連する県の計画

- ・ 静岡県環境基本計画
- ・ 静岡県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・ 静岡県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（静岡県庁温室効果ガス削減アクションプラン）
- ・ 静岡県の気候変動影響と適応取組方針
- ・ 静岡県廃棄物処理計画 など

#### ■関連する市の条例

- ・ 富士宮市環境基本条例
- ・ 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
- ・ 富士宮市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例 など

#### ■関連する市の計画

- ・ 富士宮市総合計画
- ・ 富士宮市環境基本計画
- ・ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）
- ・ 富士宮市ゼロカーボン推進戦略
- ・ 富士宮市気候変動適応計画
- ・ 富士宮市一般廃棄物処理基本計画 など

## 5 実行計画の対象

### (1) 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスを対象とします。(表3)

(表3) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類 ※1	概要	地球温暖化係数 ※3	排出量の算定対象
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気、燃料の使用、廃プラスチック類の焼却等から排出されます。	1	○
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行、下水やし尿の処理、一般廃棄物の焼却等から排出されます。	28	○
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行、下水やし尿の処理、一般廃棄物の焼却等から排出されます。	265	○
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) ※2	カーエアコンの使用や廃棄時等に排出されます。	4~12,400	○
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	6,630~11,100	—
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気設備の絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されます。	23,500	—
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられています。	16,100	—

※1 本市においては、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素について発生源がないことから排出量を計上しないこととします。

※2 ハイドロフルオロカーボンについては、カーエアコンの冷媒用として使用されているテトラフルオロエタン (HFC-134a) の地球温暖化係数1,300を使用して算定します。

※3 地球温暖化係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(最終改正:2025(令和7)年政令第327号)」第4条によります。

### (2) 本計画における算定方法・算定に係る排出係数

温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定されている排出係数及び地球温暖化係数を使用し、下記の計算式により算定します。

$$[\text{温室効果ガス排出量}] = [\text{活動量}] \times [\text{排出係数}] \times [\text{地球温暖化係数}]$$

- ・活動量: 温室効果ガスを排出する活動の規模を示す指標 (例: 電気使用量、廃棄物焼却量等)
- ・排出係数: 活動量あたりの温室効果ガス排出量
- ・地球温暖化係数: 二酸化炭素を基準として、他の温室効果ガスが地球温暖化に与える影響の度合いを数値化した指標

### (3) 対象とする組織、施設等の範囲

対象範囲は、市長事務部局、市立病院、会計管理局、消防本部、教育委員会事務局、市議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局などが実施する全ての事務及び事業とします(指定管理者制度による実施事業を含みます。また、基準年度以降に建設された施設も対象とします。)

なお、民間企業、公益法人など外部への請負や委託(施設の管理運営を除く。)により実施している事業は対象外とします。

## 第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1 温室効果ガスの排出状況

2024(令和6)年度の温室効果ガス総排出量は、24,455t-CO<sub>2</sub>でした。このうち、二酸化炭素が23,067t-CO<sub>2</sub>、メタンが434t-CO<sub>2</sub>、一酸化二窒素が950t-CO<sub>2</sub>、ハイドロフルオロカーボンが3t-CO<sub>2</sub>となっており、90%以上が二酸化炭素となっています。(表4)

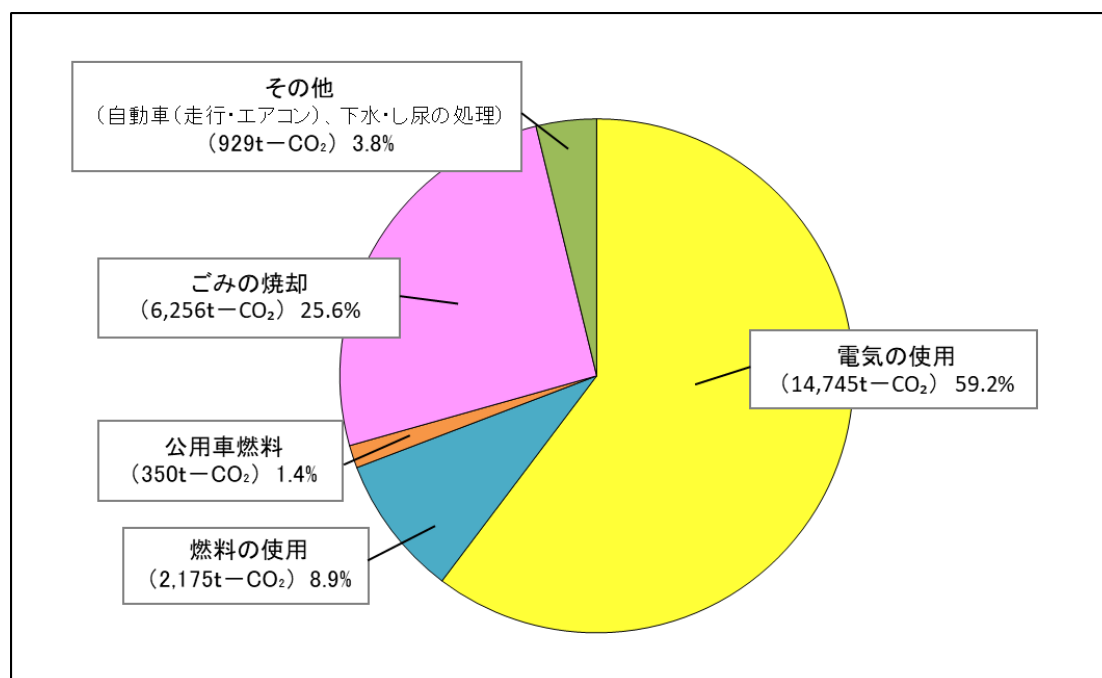
(表4) 2024(令和6)年度 ガス別温室効果ガス排出状況

温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	構成比 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	23,067	94.32
メタン (CH <sub>4</sub> )	434	1.77
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	950	3.88
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	3	0.01
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	—	—
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	—	—
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	—	—
計	24,455	100.00

※小数点以下を端数処理(四捨五入)しているため、合計と一致しない場合があります。

排出起源別の二酸化炭素排出状況を見ると、電気の使用に伴う排出が最も多く、次いで、ごみの焼却、燃料の使用、その他の排出(自動車の走行・エアコンの使用、下水・し尿の処理)、公用車燃料の順となっています。(図1)

(図1) 2024(令和6)年度 排出起源別温室効果ガス排出状況



温室効果ガス別の排出量を見ると、二酸化炭素については、主に電気や燃料などの使用や、プラスチックごみの焼却に伴い排出されています。

メタンについては、主に下水やし尿の微生物処理に伴い排出されています。

一酸化二窒素については、主にごみの焼却、下水やし尿の微生物処理に伴い排出されています。

(表5)

(表5) 2024(令和6)年度 主要施設別温室効果ガス別排出状況 (CO<sub>2</sub>換算)

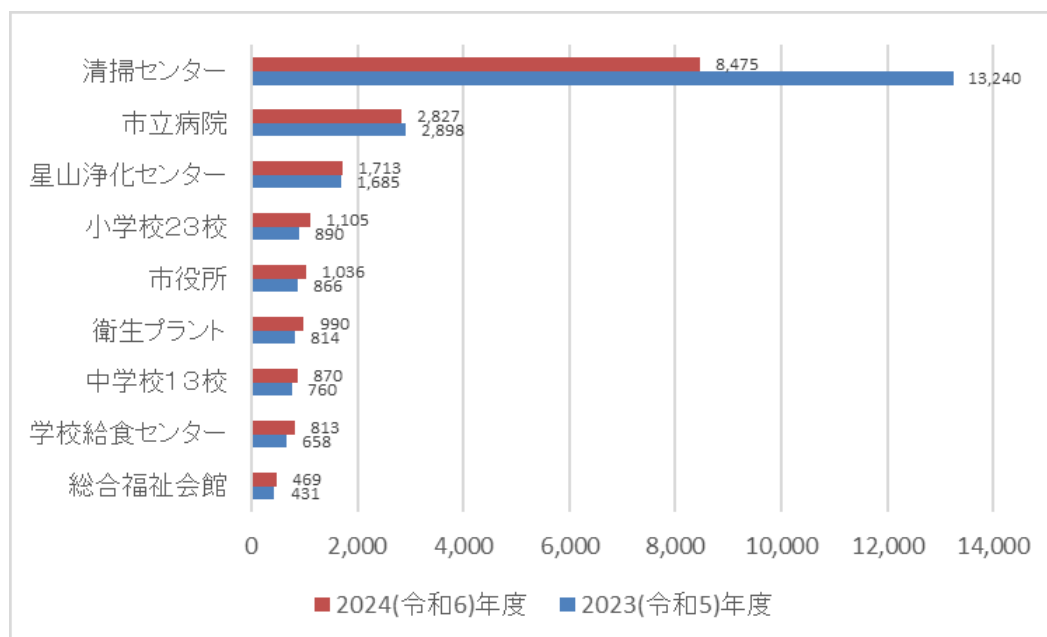
(t-CO<sub>2</sub>)

施設名	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	メタン (CH <sub>4</sub> )	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	合計
清掃センター	8,016	1	458	8,475
市立病院	2,827	-	-	2,827
星山浄化センター	1,047	245	421	1,713
小学校23校	1,105	-	-	1,105
市役所	1,036	-	-	1,036
衛生プラント	928	50	12	990
中学校13校	870	-	-	870
学校給食センター	813	-	-	813
総合福祉会館	469	-	-	469

※小数点以下を端数処理(四捨五入)しているため、合計と一致しない場合があります。

主要施設別温室効果ガス排出量を見ると、清掃センターが最も多く、次いで、市立病院、星山浄化センターの順となっています。清掃センターについては、主に、2024(令和6)年度からのプラスチックごみの分別収集の開始に伴い、プラスチックごみを資源化したことにより、清掃センターで焼却する可燃ごみが減少したことで、前年度と比較して、温室効果ガス排出量が4,765 t-CO<sub>2</sub>減少しました。(図2)

(図2) 2024(令和6)年度 主要施設別温室効果ガス排出状況 (t-CO<sub>2</sub>)

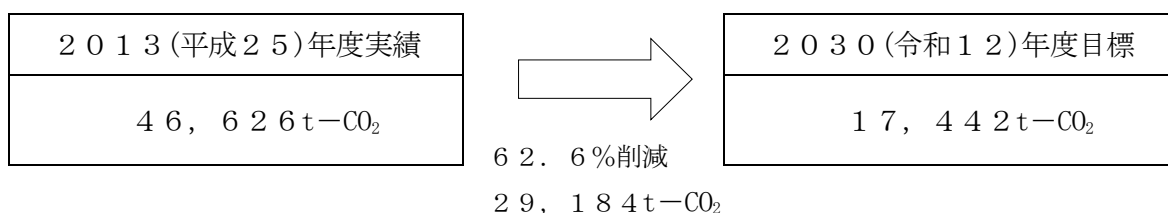


## 2 削減目標

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、国の「地球温暖化対策計画」に即して策定することが、温対法第21条第1項により義務付けられています。

この計画では温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で、46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととされており、施設・設備の運営に伴う排出が該当する「業務その他部門」は51%削減、車両の使用に伴う排出が該当する「運輸部門」は35%削減が目標となっています。

本計画においても、国の計画にある削減目標と整合を図るため、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で62.6%削減し、目標値を17,442 t-CO<sub>2</sub>に設定することとします。



排出起源別排出量の短期削減目標を、次のとおり設定します。（表6）

（表6）削減目標

（t-CO<sub>2</sub>）

排出起源	基準年度実績 2013（平成25）年度	削減目標 2030（令和12）年度	
電気の使用	16,445	電力使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入等により、温室効果ガス排出量を基準年度比で <u>51%</u> 削減します。	8,058
燃料の使用	都市ガス	燃料使用量の削減等により、温室効果ガス排出量を基準年度比で <u>51%</u> 削減します。	1,592
	LPガス		
	A重油		
	灯油		
	ガソリン・軽油 （公用車燃料除く）		
公用車燃料	426	公用車使用による燃料（ガソリン及び軽油）削減等により、温室効果ガス排出量を基準年度比で <u>35%</u> 削減します。	277
ごみの焼却	24,534	ごみの焼却量の削減により、温室効果ガス排出量を基準年度比で約 <u>77%</u> 削減します。	5,542
その他 ・自動車（カーエアコンの使用、自動車の走行） ・下水、し尿の処理	1,973 （H25年度値が不明のため、 H26年度実績値を使用）	可能な限り削減に努めますが、数値目標は定めません。	1,973

※算定対象となっている7種類の温室効果ガス排出量については、二酸化炭素排出量に換算し表記しています。

### ★目標設定根拠

- ・電気の使用、燃料の使用、公用車燃料…地球温暖化対策計画
- ・ごみの焼却…富士宮市一般廃棄物処理基本計画

## 第3章 具体的な取組

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、事務事業において、次のような取組を実行します。

また、各取組について、SDGs（持続可能な開発目標）における複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、以下に関連するSDGsのロゴを表示します。

### 1 省エネルギーに関する取組

#### (1) 全般

- エネルギーを使用する設備については、省エネ法に基づくエネルギー管理標準の遵守及び適正な運用により省エネルギーに取り組みます。
- 職員による節電や燃焼の使用抑制など、日常業務における環境配慮活動を推進することにより、温室効果ガスの排出量を削減します。

**運転管理** 温度管理や運転・停止など運転管理に関する事項について管理標準に準じ適正に運転します。

**保守・点検** 日常点検の実施や、定期的に保守・点検を行うことで、安全に使用します。

**新設・更新** 新設更新時は、設置方法や最適な導入台数の検討、効率の良い設備の導入を検討します。

#### **日常業務における環境配慮活動**

- ・始業前、昼休み、時間外は必要な部分のみ点灯し、それ以外は原則消灯します。
- ・共用部分は支障のない範囲で消灯し、トイレ、会議室等は未使用時消灯します。
- ・エレベーターの使用を控え、階段を積極的に利用します。

#### (2) 空調

- エネルギー管理標準及び富士宮市小・中学校空調設備運用指針に基づき適切な運用を図ります。
- 施設や系統ごとに冷暖房の運転時間等を定め、空調稼働時間の短縮及び縮減を図り、空調負荷の低減に努めます。

#### (3) 照明

- ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針に基づき、照明のLED化を進めます。

#### (4) その他

- 計画的な業務執行による残業時間の短縮及びノー残業デーの徹底に努めます。
- 夏季のクールビズ及び冬季のウォームビズを推進します。
- 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（フロン排出抑制法）に基づき、フロン類が使用されている業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の適正管理を徹底します。

## 【関連するSDGs】



## 2 公用車に関する取組

### (1) 公用車の効率運用及び適正運転

- エコドライブ10のすすめ※1を参考にして運転します。
- 出張時などは鉄道、バスなど地域公共交通の積極的な利用に努めます。
- 外出時などは電動車（EV・PHEV・HV）の積極的な利用に努めます。
- 近距離の移動は、徒歩及び電動自転車の利用に努めます。
- 公用車の走行ルート合理化、相乗りなど、公用車の効率的利用に努めます。

### (2) 公用車の導入、維持管理等

- 公用車の更新時には、電動車（EV・PHEV・HV）への移行を検討します。
- 給油時又は洗車時にタイヤの空気圧を調整するなど、車両の日常点検を励行し、常に最良な状態で運行します。

※1 エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会）

- ① ふんわりアクセル「eスタート」
- ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ③ 減速時は早めにアクセルを離そう
- ④ エアコンの使用は適切に
- ⑤ ムダなアイドリングはやめよう
- ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
- ⑧ 不要な荷物はおろそう
- ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
- ⑩ 自分の燃費を把握しよう

### エコドライブを心がけましょう

エコドライブとは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心掛け」です。また、交通事故の削減にもつながります。

## 【関連するSDGs】



### 3 省資源に関する取組

#### (1) 用紙類等の使用量の削減

- 文書等の共有化及び減量化に努め、紙の使用量の削減を図ります(電子メールの活用、資料の電子情報化など)。
- 庁内会議は、ペーパーレス会議(パソコンやタブレット等の活用)を実施し、紙の使用量の削減を図ります。
- 印刷物及び刊行物の種類、作成部数、ページ数等を最小限に留め、紙の使用量の削減を図ります。
- 市内全戸配付文書は、可能な限り「広報ふじのみや」へ集約します。

#### (2) 水の使用量の削減

- 節水及び節水機器の導入に努めます。

#### 【関連するSDGs】



### 4 環境に配慮した物品等の購入に関する取組

物品等の購入は必要最小限とし、グリーン購入の調達者の手引き※1などを参考に、可能な限りエコマーク商品など、環境への負荷の少ない製品を購入します。

#### (1) 紙類

- コピー用紙、封筒等の購入及びチラシ、冊子等印刷物作成の際は、古紙配合率の高い用紙などを使用します(グリーン購入法における総合評価値が80以上の用紙の使用など)。
- 印刷物を発注する際は、可能な限り古紙配合率の高い用紙(グリーン購入法における総合評価値が80以上の用紙など)、非塗工紙、植物油インキなどを指定します。
- 窓付き封筒を発注する際は、可能な限り窓部分に紙を使用したものを指定します。

#### (2) 電気製品等

- 個別設備のエネルギー管理標準に基づき、電気製品等の購入又は更新を行います。

#### (3) 電気・ガス

- 環境に配慮した調達を行うように、方針を定めます。
- ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針に基づき、公共施設で使用するLPガス及び都市ガスについて、環境に配慮したガスへの切替えを進めます。

#### (4) その他

- 過剰包装及び使い捨て製品の購入を控え、簡易包装及び詰め替え可能な製品を購入します。
- 可能な限りリサイクル製品及び再利用可能な製品を購入します。

- 物品単価契約一覧に環境への負荷の少ない製品の明示をするなど、積極的にグリーン購入に関する情報を提供します。

### グリーン購入について

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する前にまずその必要性を十分に考えること、購入する場合には、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること、購入した製品やサービスが不要となった場合には適切に廃棄することの3つを適切に実施する活動

#### ※1 グリーン購入の調達者の手引き（2025（令和7）年2月）（環境省）

国や地方公共団体、事業者などが環境に配慮した製品やサービス（環境物品等）を率先して購入するための指針

<https://www.env.go.jp/content/000311831.pdf>

#### 【関連するSDGs】



## 5 ごみの減量化及び資源化の推進

- ごみの総排出量の削減に努めます。
- カップ、箸などについては、繰り返し使用できる物を使用します。
- 使用済み封筒、ファイル類など使えるものは廃棄せず再使用します。
- 備品類、その他事務用消耗品類などは、修理又は補修を行い長期間使用します。
- マイバッグ、マイボトルの利用促進など、ごみの減量に向け意識啓発を行います。
- 回収ボックスを設置し、ごみ（紙・缶・ビン・ペットボトル等）の分別に努め、資源化を推進します。
- 公共建築物の工事の際は、廃棄物分別による再資源化や再生資材の利用を進めます。
- 公共事業には、再生資材の利用を積極的に進めます。

#### 【関連するSDGs】



## 6 建築物の建築、改修、維持管理等における配慮

- ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針に基づき、PPA事業の活用を軸として、新築及び改築する公共施設への太陽光発電設備等の導入を進めます。
- ゼロカーボンシティの実現に向けた市有施設等の行動指針に基づき、新築及び改築する公共施設は、原則、ZEB Ready※1以上の達成を目指します。また、既存の公共施設は、設備更新を行う際に省エネ性能の向上に取り組みます。

- “ふじのくに” エコロジー建築設計指針（静岡県）※2などに基づき、省エネルギー、省資源など環境保全に配慮した施設を整備します。
- 施設の整備、改修時には、積極的な緑化を図ります。
- 公共施設整備における設計の際は、富士ヒノキなどの地場産木材の活用に努めます。

※1 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

快適な室内環境を維持しつつ、省エネと創エネによって、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物。エネルギー消費量の削減割合により4段階に分けられる。

- ・ ZEB：省エネ+創エネで0%以下まで削減した建築物
- ・ Nearly ZEB：省エネ+創エネで25%以下まで削減した建築物
- ・ ZEB Ready：省エネで50%以下まで削減した建築物
- ・ ZEB Oriented（延べ床面積10,000㎡以上の建物）
  - 事務所・学校・工場等：省エネで40%以上削減した建築物
  - ホテル・病院・百貨店・飲食店・集会所：省エネで30%以上削減した建築物

※2 “ふじのくに” エコロジー建築設計指針（静岡県）

環境配慮型の建築物を計画・設計する際に考慮すべき項目、その項目を実施するための手法及び評価方法を示す指針

[https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default\\_project/page/001/029/098/fujinokuni-eco.pdf](https://www.pref.shizuoka.jp/res/projects/default_project/page/001/029/098/fujinokuni-eco.pdf)

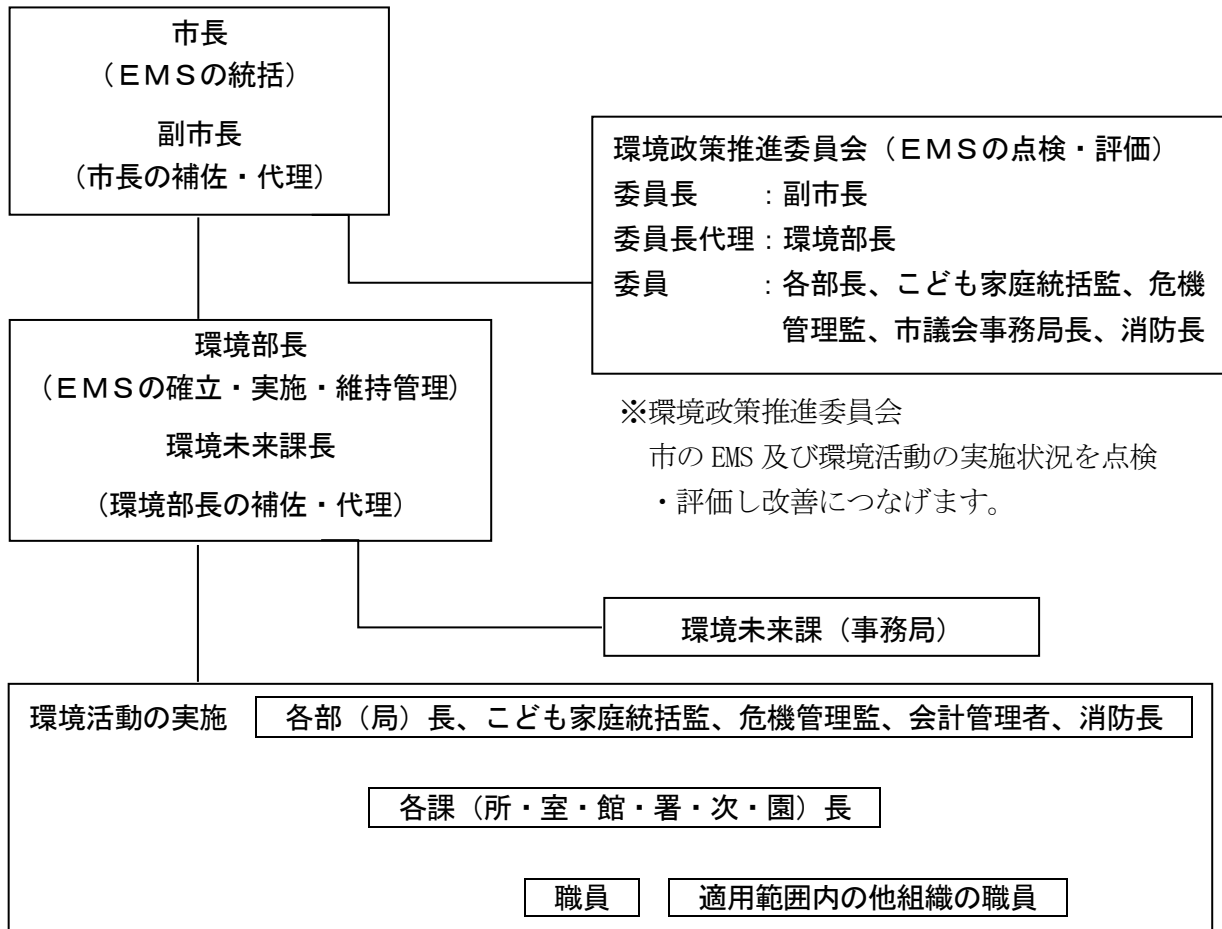
【関連するSDGs】



## 第4章 計画の推進、点検体制及び公表

### 1 計画の推進及び点検体制

本計画を効果的に推進するため、計画の推進及び点検は、「富士宮市環境管理マニュアル」(以下「環境管理マニュアル」という。)に基づき下記の体制で行います。



### 2 職員に対する研修等

職員に対する研修は、環境管理マニュアルに基づき、適用範囲の職員に対して行います。

### 3 進捗状況の公表

進捗状況は、毎年度取りまとめ、ホームページ及び富士宮市環境白書に掲載することで、公表します。